

交通運輸部の『道路危険貨物輸送管理規定』修正に関する決定（中華人民共和國交通運輸部令 2019 年第 42 号）

リンク：http://xxgk.mot.gov.cn/jigou/fgs/201912/t20191224_3312797.html

（※関連すると思われる部分のみ翻訳しています）

道路危険貨物輸送管理規定

交通運輸部が 2013 年 1 月 23 日付けで公布。

2016 年 4 月 11 日付けの『交通運輸部の「道路危険貨物輸送管理規定」修正に関する決定』に基づいて第 1 回の修正を行った。

2019 年 11 月 28 日付けの『交通運輸部の「道路危険貨物輸送管理規定」修正に関する決定』に基づいて第 2 回の修正を行った。

第 1 章 総則

第2条 道路危険貨物輸送に従事する場合は、本規定を遵守するものとする。軍用危険貨物輸送は除外する。

法律、行政法規で、民用爆発物、花火・爆竹、放射性物品等の特定種類の危険貨物の道路輸送に対して別途規定がある場合は、その規定に従う。

第3条 本規定で述べる危険貨物とは、爆発性、引火性、有毒性、感染、腐食等の危険な特性を有し、生産、運営、輸送、保存、使用及び処置において、人体への危害、財産の毀損または環境汚染を引き起こしやすいために特別な防護が必要である物質及び物品を指す。危険貨物は、国家標準『危険貨物品名表』（GB 12268）に列挙されたものに準じ、『危険貨物品名表』に列挙されていないものは、関連の法律、行政法規の規定、または國務院の関連部門の公布に準ずるものとする。

本規定で述べる道路危険貨物輸送とは、トラックを使用し、道路で危険貨物を輸送する作業の全過程を指す。

本規定で述べる道路危険貨物輸送車両とは、特定の技術条件及び要件を満たし、道路危険貨物輸送に従事するトラック（以下、特殊車両と略称する）を指す。

第4条 危険貨物の分類、項目、品名及び品名番号は、国家標準『危険貨物分類及び品名番号』（GB 6944）、『危険貨物品名表』（GB 12268）に従うものとする。危険貨物の危険度は、国家標準『危険貨物輸送の包装に関する技術的通則』（GB 12463）に従い、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのレベルに分ける。

第6条 国は、技術力が高く、良好な設備及び輸送条件の整った、危険化学品生産の専門大手企業が道路危険貨物輸送に従事することを奨励し、道路危険貨物輸送企業が集約型、特化型の運営

を行うことを奨励し、バン式、タンク式及びコンテナ等の特殊車両を使用した危険貨物の輸送を奨励する。

- 第7条 交通運輸部は、全国の道路危険貨物輸送管理作業を所管する。
県級以上の地方人民政府の交通輸送主管部門は、当行政区域の道路危険貨物輸送管理作業の手配・指導を担当する。
県級以上の道路輸送管理機関は、道路危険貨物輸送管理作業の具体的な実施を担当する。

第2章 道路危険貨物輸送許可

- 第8条 道路危険貨物輸送の運営を申請する場合は、下記の条件を満たすものとする。
- (1) 下記の要件に適合する特殊車両及び設備を有する。
1. 特殊車両（トレーラーは除く）5台以上を自ら所有する。毒性の高い化学品、爆発物を輸送する場合は、特殊車両（トレーラーは除く）を10台以上所有する。
 2. 特殊車両の技術的要件は、『道路輸送車両技術管理規定』の関連規定に適合するものとする。
 3. 有効な通信ツールを備える。
 4. 特殊車両は、運行記録機能を有する衛星測位装置を設置するものとする。
 5. 毒性の高い化学品、爆発物、爆発性危険化学品を輸送する場合は、タンク式、バン式の特殊車両または圧力容器等の特殊容器を備えるものとする。
 6. タンク式特殊車両のタンクは、品質検査部門の検査に合格し、且つタンク積載後の総重量は特殊車両の最大積載量に合致するものとする。爆発物、腐食性の高い危険貨物を輸送するタンク式特殊車両のタンク容積は、 20m^3 を超えてはならず、毒性の高い化学品を輸送するタンク式特殊車両のタンク容積は、 10m^3 を超えてはならない。但し、国の関連基準を満たすタンク式コンテナは除外する。
 7. 毒性の高い化学品、爆発物、腐食性の強い危険貨物を輸送するタンク式特殊車両は、最大積載量が10トンを超えてはならない。但し、国の関連基準を満たすコンテナ輸送特殊車両は除外する。
 8. 輸送する危険貨物の性質に適した安全防護、環境保護及び消防設備装置を備える。

- 第10条 道路危険貨物輸送の運営を申請する企業は、法に従って工商行政管理機関で登記手続きを行った後で、所在地の直轄区を置く市の道路輸送管理機関に申請するとともに、下記の資料を提出するものとする。

- (4) 特殊車両、設備状況を証明する資料。
1. 特殊車両、設備をまだ購入していない場合は、特殊車両、設備への投資予定誓約書を提出するものとする。誓約書の内容は、車両台数、車種、技術レベル、総重量、最大積載量、車軸数、及び車両の外形寸法、通信ツール及び衛星測位装置の設置状況、タンク式特殊車両のタンク容積、タンク式特殊車両のタンク積載後の総重量が車両の最大積載量に合致しているか否かの状況、毒性の高い化学品、爆

発物、爆発性危険化学品を輸送する特殊車両の最大積載量等の関連状況を含む。
誓約期間は1年を超えてはならない。

2. 特殊車両、設備をすでに購入している場合は、車両の車検証、車両の技術レベル評価結果、通信ツール及び衛星測位装置の設置状況、タンク式特殊車両の検査合格証または検査報告及びコピー等の関係資料。

第3章 特殊車両、設備管理

第21条 設区市（区が設置された市）の道路輸送管理機関は、定期的に特殊車両の審査を行うものとし、毎年1回の審査を行う。審査は『道路輸送車両技術管理規定』に従って行い、下記の審査項目を追加する。

- (3) 運行記録機能の機能を有する衛星測位装置の設置状況。

第4章 道路危険貨物輸送

第43条 道路危険貨物輸送企業または部門は、衛星測位監視プラットフォームまたは監視端末を通じて、スピード違反、疲労下での運転、規定されたルートを走行しない等の違法・規則違反の運転行為を速やかに修正し、これを処理するものとする。